

議案第160号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、さいたま市水道局が実施した水道工事に係る濁水流入事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 4,968,538円
- 2 相手方 さいたま市南区沼影1丁目11番1号
高田製薬株式会社
代表取締役社長 高田 浩樹
- 3 事故の概要 平成29年2月6日老朽管布設替工事に伴い実施した洗管作業により、濁りが生じた水道水が市内西区宮前町203番地1に所在する相手方工場の給水装置に流入し、相手方が生産している製品に損害が生じたもの